

パブリックコメント手続の実施結果について（案）

- ・案件名 伊東市景観計画の一部見直し（案）
- ・実施期間 平成30年12月15日（土）から平成31年1月14日（月）まで
- ・担当課 建設部都市計画課
- ・意見提出数 2人・6件

「伊東市景観計画の一部見直し（案）」に対していただいたご意見と市の考え方

No.	区分	意見内容	市の考え方
1		<p>別荘地については、空地に設置する太陽光発電装置の設置は、その規模のいかんを問わず認めないこととしていただきたい。</p> <p>優れた自然景観を評価して別荘地を購入し、利用または居住するのだから隣接地に太陽光発電設備を設置されては景観が台無しになる。売却時の評価額にも大きな影響が出ることになる。したがって面積のいかんを問わず、認めないこととしていただきたい。</p>	<p>景観法の基本理念において良好な景観とは、「地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。」とされています。</p> <p>また、伊東市景観条例において、条例の運用に当たっては、「財産権その他の権利を尊重するとともに、公益との調整に留意しなければならない。」とされていることから、太陽光発電設備の設置自体を「規模のいかんを問わず認めないことと」することは、過剰な規制と考えます。</p>

2	<p>1) 届出対象 行為</p> <p>用途地域が指 定されている 区域</p>	<p>イ. 工作物 (<u>太陽光発電設備及びその他これに類する物件を除く</u>) の新設、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、高さが15m以上のもの。</p> <p>&lt;理由等&gt;</p> <p>「工作物」の内、「太陽光発電設備及びその他これに類する物件」については、ウ. に記載されていることから、重複を避けるため、括弧内の文言を挿入する。</p>	<p>ご意見のとおり、原案の修正を検討します。</p>
3	<p>1) 届出対象 行為</p> <p>用途地域が指 定されている 区域</p>	<p>ウ. 太陽光発電設備 (同一敷地若しくは一団の土地又は水面に設置されるものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。) の新設、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、高さが15m以上、又は事業区域 (<u>「伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」で定義する事業区域をいう</u>) の面積が1,000㎡以上のもの。</p> <p>&lt;理由等&gt;</p> <p>事業者との間でトラブルが生じないようにするため、届出対象となるか否かを明確に線引きする必要があるので、景観計画の中での「事業区域」の定義を明示しておく必要があることから、括弧内の文言を挿入</p>	<p>ご意見を反映し、事業区域を明確にいたすよう原案の修正を検討します。</p>

		<p>する。</p> <p>一行目の括弧内に、それらしきことが書かれていますが、単刀直入に「事業区域」の定義を明示すべきだと思います。</p>	
4	<p>1) 届出対象行為</p> <p>用途地域が指定されていない区域</p>	<p>「用途地域が指定されている区域」に同じ。</p>	<p>上記No.3と同じ。</p>
5	<p>2) 行為の制限</p> <p>太陽光発電設備の新設等</p>	<p>・行為地は、眺望点から目立たない場所とすること。</p> <p>&lt;理由等&gt;</p> <p>「木竹の伐採」及び「土地の開墾、土石の採取、鉞物の掘削その他の土地の形質変更」の項目にも同様な記載があり、「太陽光発電設備の新設等」においても全く同様に考えるべきことから、この項目を追加する。</p>	<p>ご意見のとおり、原案の追加・修正を検討します。</p>
6	<p>2) 行為の制限</p> <p>太陽光発電設備の新設等</p>	<p>・行為地は、<u>史跡、名勝、天然記念物、文化的景観など、その周辺景観と一体となって良好な景観を形成すべき文化財の価値を損ねてはならない。</u></p> <p>&lt;理由等&gt;</p>	<p>文化財に関する事項は、多方面にわたり重要かつ慎重な対応を要することから、今後の検討課題と考えています。</p>

	<p>文化財は本市の財産であり、本市の特性そのものであることから、周辺環境と一体となった良好な景観を形成する必要があるため、この項目を追加する。</p> <p>「太陽光発電設備」は、その事業区域が広範囲に及ぶものがあるので、文化財の周辺に設置されることがあれば、文化財そのものの価値を著しく損ねてしまう場合が考えられ、本市にとって大きな損失となります。</p>	
--	--	--